

## 参加者の有無を確認する公募手続に係る説明書

### 1 目的

特定の者と随意契約しようとする本業務について、特定の者以外で下記の応募要件を満たし、本業務の受託を希望する者の有無を確認するため、参加意思確認書の提出を公募により求めるものです。

なお、公募の結果、応募要件を満たすと認められる者が1者の場合には、相手方を特定した随意契約の手続に移行する予定です。

応募要件を満たすと認められる者が複数いる場合には、当該応募者に対して、企画競争を実施する予定です。

### 2 業務の概要

- (1) 業務名 岡山市立中学校自主学习支援システム利用
- (2) 業務内容 別紙仕様書（案）のとおり
- (3) 業務目的 生徒の学習意欲の向上と家庭学習の充実、教員の教材作成の負担軽減を図るために、全ての市立中学校に、生徒が自主的に活用できる共通教材利用環境を配備し、その活用を促進することで、全市的な学力向上の取組の推進を図る。
- (4) 期 間 契約日から平成30年3月31日まで
- (5) 概算予算額 600万円（消費税及び地方消費税額を含む。）未滿

### 3 応募要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び岡山市契約規則（平成元年市規則第63号）第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (2) 岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示第120号）に基づき、岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載され、「役務」部門に登録のあること。現在、有資格者名簿に登載のない者も参加意思確認書を提出することができるが、参加意思確認書の提出と併せて別表に掲げる書類を提出し、有資格者名簿に登載されている者と同等であることの認定を受けること。
- (3) 参加意思確認書の提出日において、岡山市指名停止基準に基づく指名停止又は指名留保期間中でないこと。
- (4) 公示日において、平成27年4月1日以降に地方公共団体が発注する自主学习支援システムに関する業務を完了した実績を有すること。

#### 4 日程及び期限

内 容	日程・期限
説明書等の交付	公示日～平成29年3月14日（火）
説明書等に関する質問受付	平成29年3月8日（水）午後3時まで
説明書等に関する質問回答	平成29年3月9日（木）掲載予定
参加意思確認書の提出	平成29年3月14日（火）まで（持参のみ） 各日午前9時から正午、午後1時～午後4時 （土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に 規定する休日を除く。）
企画提案書の提出予定期限※1	未定

※1 応募要件を満たす者が複数いる場合のみ。

企画競争を実施する場合には、別途、お知らせします。

#### 5 説明書等に関する質問の受付及び回答

##### (1) 受付方法

電子メールで、メールの件名を「【参加者確認質問】岡山市立中学校自主学習支援システム利用」として、岡山市教育委員会事務局 指導課へ提出すること。

電子メール：shidouka@city.okayama.jp

##### (2) 回答方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他）へ掲載します。

#### 6 参加意思確認書の提出

##### (1) 提出書類

①参加意思確認書（様式1）

②実績証明書（様式2）

③提出日現在で有資格者名簿に登載のない者は、別表に掲げる書類

④自主学習支援システムの機能概要説明資料

##### (2) 提出方法

持参のみ。

#### 7 有資格者名簿に登載されている者と同等であることの認定を受けるための書類

##### (1) 提出書類

別表に記載のとおり

##### (2) 提出方法及び場所

6に記載の参加意思確認書と併せて提出すること。

## 8 その他留意事項

- (1) 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、参加意思確認書を無効とします。
- (2) 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書は、返却しません。
- (4) 提出された参加意思確認書は、参加意思確認書の審査以外に提出者に無断で使用はしません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めません。
- (6) 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、当該参加意思確認書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止等を行うことがあります。
- (7) 応募要件を満たさないとの通知を受けた者は、通知を受け取った日の翌日から起算して7日（岡山市の休日を定める条例（平成元年市条例第44号）第1条に規定する市の休日を除く。）以内に、書面により、当課に対し応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求めることができます。
- (8) 応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日から起算して10日以内に、書面等により回答するものとします。
- (9) 仕様書（案）は、現段階での案であり、予算その他本市の事情により一部変更を行う場合があります。
- (10) 本手続は、予算その他本市の事情により中止する場合があります。

### 【提出先・問い合わせ先】

岡山市教育委員会事務局指導課（岡山市役所本庁舎8階）担当：河原

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

電話：(086)803-1591

FAX：(086)803-1884

電子メール：shidouka@city.okayama.jp